議案第122号

沼田市における官製談合疑惑の解明と再発防止を求める決議案について

沼田市議会会議規則第13条第2項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

令和2年12月11日提出

沼田市議会議長 野 村 洋 一 様

提出者 議会運営委員会 委 員 長 大 島 崇 行 副委員長 星 野 佐善太 賛成者 间 同 員 茂 木 清 七 同 同 桑原敏彦 中村浩二 同 同 井.上 弘 同 同 大 東 宣 之 同 同 同 同 髙山敏也

沼田市における官製談合疑惑の解明と再発防止を求める決議案

市幹部職員が、官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕された事件については、市の信頼を著しく失墜させたことは明白である。

今後は、まず、本件に関する疑惑の解明を進める必要があるが、これに留まらず、本件のような信頼を失墜する行為が二度と起こらないよう、再発防止策についても十二分に議論し、徹底していく必要がある。

執行機関に対しては、疑惑の解明及び再発防止策の取りまとめのため、内部のみならず 専門的な知見を有する第三者を含んだ検討委員会等の組織を早急に設置し、市民及び議会 に対しての説明責任を果たされることを強く要望する。

また、市職員に対するコンプライアンス意識の酸成には、これまで以上に入念に取り組まれるとともに、内部統制制度の導入についても併せて検討されるよう強く要望する。

執行機関を監視する立場にある議会は、今回の事件を重く受け止め、全員協議会等を必要に応じて開催し、執行機関と議会による議論により、情報の共有と再発防止策の磨き上げに尽力するものである。

市並びに市議会は、それぞれの立場で、本件により失墜した信頼を一日も早く回復する ための施策を講じる資務がある。

沼田市議会は、信頼回復に全力を挙げて取り組むことをここに決議する。

令和2年12月 日

沼田市議会